180日を超える入院に係る選定療養費について

厚生労働大臣の定めるところにより、平成14年4月の診療報酬改定において、同じ傷病名で入院期間が180日を超える場合は、入院料の一部を「選定療養費」として患者さんにご負担いただくことになりました。

○ 入院期間は「他の医療機関の入院期間」も通算されます。

○ 厚生労働大臣の定める病状に該当される場合は、通算入院期間が180日を超えても選定療養費の対象から外れる場合もあります。

これらを踏まえ、選定療養費に該当される患者さんにつきましては、期日が近づきましたら個別にお知らせいたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

選定療養費として患者さんにお支払いいただく料金

2病棟 （地域包括ケア病棟）	**1,010**円 （1日につき）	特別入院基本料の 診療報酬点数を基に算出
3病棟 （急性期一般病棟）	**2,785**円 （1日につき）	急性期一般入院料1の 診療報酬点数を基に算出
4病棟 （急性期一般病棟）	**2,785**円 （1日につき）	急性期一般入院料1の 診療報酬点数を基に算出

ご不明な点がございましたら、1階受付にお気軽にお問い合わせください。

医療法人 佐田厚生会
佐田病院